

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和 6 年 4 月 1 日 現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (092-204-5048) (月～金曜日 09:00～18:00)

担当 介護支援専門員 手島秀子 / 管理責任者 手島 秀子

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	合同会社ケアプランサービスひばり
所在地	福岡県 糟屋郡 宇美町 ひばりヶ丘 3 丁目 22-21
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (第 4073800734 号)
サービスを提供する実施地域※	筑紫野市、大野城市、太宰府市、糟屋郡(全域)、福岡市(全域)、春日市、那珂川市・小郡市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1 名 (管理者、介護支援専門員 兼務 1 名以上)

介護支援専門員 1 名以上

(3) 営業時間

①月～金曜日 午前 9 時から午後 6 時まで

※ (土、日曜・祝日・12月30日～1月3日及び8月13日～8月15日は休業)

②担当介護支援専門員が電話にて 24 時間受付可能

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙 2 「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じての金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

要介護度 1.2 の場合 : 10860 円

要介護度 3.4.5 の場合 : 14110 円

③各種加算

初回加算...3000 円

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 秘密保持

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に各市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口 電話 092-642-7859

福岡県介護保険広域連合糟屋支部 電話 092-652-3111

太宰府市役所健康福祉部高齢者支援課 電話 092-921-2121

筑紫野市役所健康福祉部高齢者支援課 電話 092-923-1111

大野城市役所福祉高齢部介護サービス課 電話 092-580-1859

春日市役所健康福祉高齢課 電話 092-584-1111

福岡市中央区役所福祉介護保険課 電話 092-714-2131

福岡県博多区役所福祉介護保険課 電話 092-441-2131

福岡市南区役所福祉介護保険課 電話 092-561-2131

福岡市東区役所福祉介護保険課 電話 092-631-2131

福岡市西区役所福祉介護保険課 電話 092-881-2131

福岡市城南区役所福祉介護保険課 電話 092-822-2131

糟屋郡宇美町役場福祉課 電話 092-943-2278

糟屋郡須恵町役場健康福祉課 電話 092-932-1438

糟屋郡志免町役場福祉課	電話 092-935-1001
糟屋郡久山町役場福祉課	電話 092-976-1111
糟屋郡新宮町福祉センター健康福祉課	電話 092-710-8286
糟屋郡粕屋町役場福祉課	電話 092-938-2311
糟屋郡篠栗町役場福祉課	電話 092-947-1111
福岡県小郡市小郡市役所介護保険係	電話 0942-72-2111(代表)
岡山県新見市役所保険管理係	電話 0867-72-6111 (代表)

(3) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

7. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

- ① 事故発生の報告
事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合には、速やかに市町村(保険者)に報告します。
- ② 処理経過及び再発防止策の報告
①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故について検証を行い、再発防止に努めます。

8. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

9. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願い致します。

- ① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、ご本人またはご家庭から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称をお伝えいただきますようお願いいたします。

10. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①利用者自身がサービスの選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正利用者または家族に対して提供するものとします。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供することや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地から意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ②末期がんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヵ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

11. 利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1 提供する居宅介護支援について

- (1) 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に暫定の居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- (2) 暫定の居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- (3) 作成した暫定の居宅サービス計画については、認定後に改めて確定後の居宅サービス計画を作成します。また、利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2 要介護認定後の契約の継続について

- (1) 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- (2) また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続します。

3 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

- (1) 要介護認定等の結果、非該当又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4 注意事項

- (1) 要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。
 - ① 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
 - ② 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

12 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- (2) そのほか感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

13 虐待の防止のための措置

- 1 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) **利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備**
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）
- 2 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報装置するものとする。

14 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適正に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

15 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

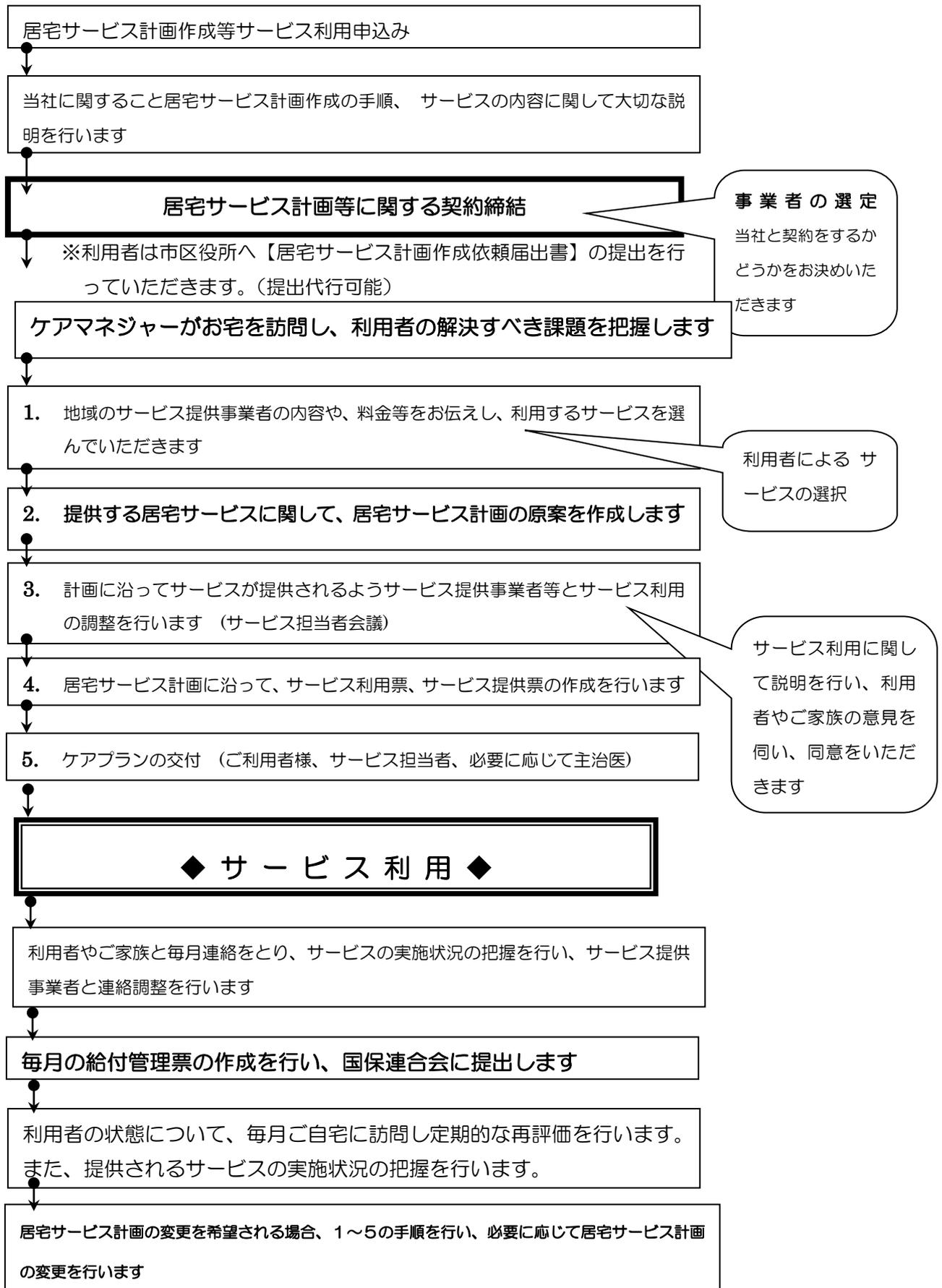
- (1) 業務継続計画の策定、定期的な計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います
- (2) 従業者への業務継続計画の周知
- (3) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修・訓練（シミュレーションの実施）を定期的に行います

16 当社の概要

名称	合同会社ケアプランサービスひばり
社員数	1名（正社員のみ）以上
設立	2022年4月
所在地・電話	福岡県 糟屋郡 宇美町 ひばりヶ丘3丁目 22-21 代表者 手島 秀子 電話 092-204-5048
事業内容	居宅介護支援事業

(付属別紙 1)

サービス提供の標準的な流れ



本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

令和 年 月 日

【 事 業 者 】 合同会社ケアプランサービスひばり
手島 秀子 ⑩

【 事 業 所 】 合同会社ケアプランサービスひばり
【 説 明 者 】 手島 秀子 ⑩

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

【 利 用 申 込 者 】

住 所

氏 名

印

【 利 用 者 家 族 】

住 所

氏 名

(続柄)

⑩

【 代 理 人 】

住 所

氏 名

(続柄)

⑩
